

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年12月5日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

国内英語謎解きまち歩き事業業務委託

(2) 業務内容

区立小学校5年生を対象に、外国人とともに英語を用いたまち歩きをする国際交流プログラムを実施する。

(3) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※本事業に係る予算の配当を条件とする。

※履行内容が良好と認められる場合は、各年度の本事業に係る予算の配当を条件とし、令和9～10年度についても同じ事業者と随意契約を締結する。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であること。

なお、共同提案による参加（コンソーシアム）の場合は、（5）は代表企業となる事業者が条件を満たすもので足りるものとし、（1）～（4）、（6）については、全ての構成員が満たすこととする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- （2）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- （3）法人事業税（「地方法人特別税」を含む）、法人税又は所得税、消費税及地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- （5）過去10年（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）の間に、同種事業を実施した実績を有していること。

【同種事業】

児童・生徒を対象とし、外国人とともに英語を用いたまち歩きをする国際交流プログラムの募集から実施までの一切の業務

- (6) 「国内英語謎解きまち歩き事業業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。構成員は以下のとおり。

委員長	学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司 祐介
副委員長	教育指導課長	山本 修史
委員	教育指導課統括指導主事	稻 満美
	教育指導課指導主事	石山 賢悟
	鳥山北小学校校長	河野 芳浩

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解
- (2) 実施体制
- (3) 実施プログラム内容
- (4) 危機管理体制
- (5) 同種事業実施実績
- (6) 受託経費見積の妥当性
- (7) 質疑応答での説明内容の適格性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課（東棟6階603番窓口）

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話 03-5432-2706

FAX 03-5432-3041

メールアドレス セキュリティ上の観点から、希望者からの問い合わせに基づき個別に伝達する。

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年12月5日（金）から令和7年12月19日（金）までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。

②方法 提案条件説明書は、区ホームページに掲載する。希望者に無償交付する。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02251/29464.html>

トップページ→事業者の方へ→現在募集中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援

ページID: 29464

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ①提出期限 上記（2）①に同じ。
- ②提出先 上記（1）に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法

- ①提出期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで
- ②提出先 上記（1）に同じ
- ③提出方法 原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約時に契約書の作成を要する。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5（1）に同じとする。
- (5) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (6) 事業者からの提出物は返却しない。
- (7) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (8) 区は、特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、この提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 詳細は、提案条件説明書による。
- (10) 本プロポーザルは、事業者選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。